

報告資料 4 - 1

医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度 神奈川県計画（医療分）策定の概要について

1 これまでの経過とスケジュール

- 令和4年3月31日付けで「令和4年度計画の策定に向けた調査票」を国へ提出。
- **令和4年8月5日付けで厚労省内示が通知された。**
- 内示を受け、令和4年度計画の提出に向けて計画策定の概要を整理した。

【令和4年度計画に係るスケジュール】

	4～6月	7～9月	10月～12月	1～3月
R3年度	アイデア募集	県による事業化検討	県予算案の調整	「調査票」について 推進会議で協議(3/9) 国に「調査票」提出 (3/31)
R4年度	国による配分に向けた調査 (2～4月にかけて)	厚労省内示(8/5) 計画策定の概要について 推進会議で協議(9/26) 結果を踏まえ計画策定	国に「計画」提出 (10～11月頃) 国交付決定 (未定(年明け頃))	※令和4年度計画(案)に 新たに位置付けた事業は、 国の内示後から事業開始が 可能

2 令和4年度計画額

事業区分 (事業区分間の流用は不可)	調査票の額	内示額 = R4計画額(A)	過年度活用額(B)	令和4年度 (千円) 基金総額 (A+B)
I - 1 病床機能分化・連携	1,909,178	1,909,178	0	1,909,178
I - 2 病床機能再編支援	0	0	0	0
II 在宅医療	255,759	250,644	5,115	255,759
IV 医療従事者確保	1,960,933	1,921,225	39,708	1,960,933
VI 勤務医労働時間短縮	79,800	79,800	0	79,800
計	4,205,670	4,160,847	44,823	4,205,670

※区分Ⅱ・Ⅳにおける内示での減額分は、令和3年度までの基金積立金を活用予定

3 令和4年度計画策定の概要について

【基本的な考え方】 ※

- 急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ、必要な取組みを行う。

【県全体の目標】（医療分のみ） ※

- ① **急性期病床等から回復期病床への転換を促進**する。
- ② **在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成**などにより、体制充実を目指す。
- ④ **不足する医療従事者の確保・養成や定着促進**を図るとともに、**医療従事者の負担軽減**を図る。
- ⑥ **勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援**することで勤務医の働き方改革の推進を図る。

※【基本的な考え方】及び【県全体の目標】については、令和3年度計画を参考

3 令和4年度計画策定の概要について

○ 全県において不足しているとされる回復期病床への転換や、人材確保に向けた取組み等に対して、医療介護総合確保基金を活用し事業を実施。

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図※<区分ごとの概略> R4年度計画額:4,160,847千円

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(1,909,178千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助
- ・地域医療構想普及事業費
- ・緩和ケア病棟整備事業費補助
- ・地域医療介護連携ネットワーク構築費補助

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(255,759千円)

- ・地域在宅医療推進事業費補助
- ・在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助
- ・訪問看護推進支援事業費
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(1,960,933千円)

医師

- ・地域医療医師修学資金貸付事業費
- ・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)
- ・産科等医師修学資金貸付事業費

歯科

- ・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助

看護

- ・看護師等養成所運営費補助
- ・看護師等養成所施設整備費補助
- ・看護師等修学資金貸付金
- ・新人看護職員研修事業費補助
- ・院内保育事業運営費補助

【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(79,800千円)

- ・勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

Kanagawa Prefectural Government

※過年度事業も含めた、令和4年度に実施する事業全体の内容については、資料5-2をご参照ください

4 今後のスケジュールについて

時期	内容
10～11月頃(予定)	都道府県計画（医療分と介護分を併記）を策定の上、国へ提出
未定（年明け頃）	交付決定

説明は以上です。